

所管事務調査について

地方自治法第109条第2項の規定に基づき、次のとおり所管事務調査を行う。

平成27年9月29日

宗像市議会議長 吉田 益美 様

提案者 宗像市議会議員 植木 隆信  
賛成者 宗像市議会議員 伊達 正信  
賛成者 宗像市議会議員 福田 昭彦  
賛成者 宗像市議会議員 花田 鷹人  
賛成者 宗像市議会議員 杉下 啓恵  
賛成者 宗像市議会議員 森田 卓也

1 調査目的 社会常任委員会の所管に属する事務の調査及び資料の収集を行い、今後の委員会活動に活用するため

2 調査者 社会常任委員会委員 6人

3 調査先及び調査項目

調査先	調査項目
滋賀県東近江市	介護予防、認知症対策の取組みについて
愛知県一宮市	市民が選ぶ市民活動支援制度について
愛知県東海市	いきいき元気推進事業について

4 調査期間 平成27年11月 9日（月）から  
平成27年11月11日（水）まで 3日間

5 調査方法 社会常任委員会による出張調査

6 予 算 600千円（1人あたり100千円）